

岩手県告示第590号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成27年7月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成27年6月12日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - ア 名称 特定非営利活動法人体験村・たのはたネットワーク
  - イ 代表者の氏名 道合勇一
  - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀60番地1
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、陸中海岸国立公園の北三陸に位置し「日本一の海岸美」と称される田野畑村北山崎などの景観的観光資源と、漁業や酪農を中心とした地域の地場一次産業・地域歴史文化・この土地で営みを持つ地域住民との融合による体験型観光の推進に努め、訪れる観光客と地域住民との心触れ合った交流活動を生み出すことにより、地域経済の振興・一次産業の後継者問題・高齢者の心の健康・知恵と心の育成重視した教育への提唱など地域社会の諸問題と向き合い、地域の活性化を図っていくとともに、地域の自然・文化・人的財産の再発見を促し、誇りある郷土意識の向上に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請のあった年月日 平成27年7月1日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - ア 名称 特定非営利活動法人ことぶきの会
  - イ 代表者の氏名 館道博美
  - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第1地割4番地2
- (3) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や青少年に対して、保健、福祉に関する事業を行い、心身の健康の保持、増進を図る事により利用者及びその家族、ひいては公益に寄与することを目的とする。
- 3 (1) 申請のあった年月日 平成27年7月3日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - ア 名称 特定非営利活動法人岩手県就労支援事業者機構
  - イ 代表者の氏名 木川田典彌
  - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市上ノ橋町1番50号
- (3) 定款に記載された目的 本機構は、刑務所出所者等や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「刑務所出所者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から刑務所出所者等の就労を支援し、刑務所出所者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、刑務所出所者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。